

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

東洋シャッター株式会社

法人番号 4120001085479（国土交通大臣許可 第 001959 号）

2 取引停止措置期間

6 週間（令和 8 年 5 月 22 日～令和 8 年 7 月 2 日）

3 取引停止の理由

当該業者は、建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 2 月 24 日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（営業停止 10 日間）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 5 月 22 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一